

# ひきこもる人とともに歩む（その1）

—ひきこもり問題の歴史・現状と克服の道すじ—

前 島 康 男\*

## Living with people who withdraw from society 1

—The history of Hikikomori problems, present situation, and ways to overcome it—

MAEJIMA Yasuo\*

### Abstract

Today, there are several big problems such as bullying of children and youth, school refusal and non-attendance, suicide, and Hikikomori in Japan. This essay focuses on the problem of Hikikomori.

At first, I will reveal historical background of it. Secondly, I will search present situation and issues of “youth withdrawal” and “people withdrawal”. Finally, I will discover the way of overcoming Hikikomori problems.

キーワード：ひきこもり、いじめ、登校拒否・不登校

Keywords : Hikikomori, bullying, school refusal and school non-attendance

## 1. はじめに

現在の日本において、子ども・若者のいじめ、登校拒否・不登校、自死、ならびにひきこもりなどが大きな問題となっています。

これらの問題は、特に 1980 年代以降社会的な問題となったものです。

この中で、本論文が問題とするひきこもり問題は、特に 1990 年代半ば以降社会的な問題として浮上し、2000 年代に入り本格的な問題となり、政府の施策や支援の運動も次第に本格化し今日に至っています。

本論文は、ひきこもり問題の歴史をできるだけ丁寧に追うことを第一の課題にしています。また、第二に、これまで、小・中学生の「長期欠席」数などとは違って、ひきこもりの数や実態自体が十分に明

らかにされてこなかった事実を踏まえ、ひきこもりの数や実態をできるだけ客観的に明らかにすることを課題にします。さらに、第三に、登校拒否やいじめ克服の道すじやひきこもりの先行研究などに学び、ひきこもり克服の道すじを明らかにすることを課題にします。なお、本論文においてひきこもりの定義は、ひとまず次の定義を出発点にします。

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出をしてもよい）をさす現象概念」（厚労省「新ガイドライン」、2010）

また、言葉については次のように用います。一般的な意味では、ひきこもり。政策側が使うひきこもりについては、「ひきこもり」。これまで、ひきこもり支援は基本的に10歳代から39歳までに限られ

\* 理工学部共通教育群教授 Professor, Division of Liberal Arts, Natural, Social and Health Sciences, School of Science and Engineering

てきましたが、その場合は「ひきこもる若者」、また、最近議論の対象が、40歳以上まで拡大されていますが、その場合は「ひきこもる人」として使用します。

## 第1章 ひきこもり問題の発生・展開の構図

ひきこもりはいつ頃から問題になり始め、またいつ頃から本格的に社会的な問題となったのか、さらに、ひきこもりは1980年代以降の社会の変化を含めどのような要因で、起こり本格化したのかを、本章と第2章で明らかにします。

### 第1節 ひきこもりの諸調査から学ぶこと

ひきこもりに関する調査は、2000年代に入り、いくつかの政府機関を中心に行われています。

ここでは、それらの調査に学び第一に「いつからひきこもり始めたのか」、第二に、「ひきこもる若者の学校での体験」に焦点を当て、ひきこもり問題が発生・展開してくる要因についての仮説を導きます。

#### (1) いつからひきこもり始めたのか

内閣府2016年度調査から明らかのように、15歳から19歳の高校生、大学1・2年制の青年期前期からひきこもる者が、内閣府2010年調査で25.8%、同じく2016年調査で、34.8%とひきこもりはじめる時期では第一位を占めます。これは、高校での登校拒否から高校中退に至る層と、大学生前期で大学中退からひきこもる層が多いことを予想させます。次いで、第二位は、20歳から24歳で、内閣府2016年調査では、25.9%を占めます。

これは、大学中退と就職活動不調、あるいは、就職して早期に退職し、ひきこもりへ移行する層が存在することを予想させます。

さらに、第三位は、25歳から29歳で2016年調査によると、16.5%を占めます。この点からは、やはり就職後の離職からひきこもる層が一定数存在することを伺わせます。

そして、第4位は、14歳以下からひきこもる層です。これは、2016年調査で、14.6%、東京都(2008)調査では、21.9%存在します。このことから、中学生における登校拒否からひきこもる層も少なくないことがわかります。

以上のことは、KHJの調査でも裏付けることが

できます(KHJ、2017)。

#### (2) ひきこもる若者の学校での体験

それでは、次にひきこもる若者の学校での体験に焦点を当てて、諸調査の該当箇所をあげ検討しましょう。

やはり、内閣府2016年調査からわかることは、「ひきこもる若者」の学校での体験において、「友達にいじめられた」「不登校を体験した」「学校の勉強について行けなかった」「学校の先生との関係がうまくいかなかった」の項目をあげる者がかなり多数に昇ることです。

この点から、第一に、いじめられ体験→登校拒否・不登校→ひきこもりという流れがある可能性をうかがうことができます。確かに、今日、小・中学生の「不登校数」は益々増加し、13万4千人にのぼり(2016年度、ただし「長期欠席」は約21万人)、いじめは益々激しくなっていることを踏まえれば<sup>1)</sup>、この流れは、否定できないでしょう。

また、第二に、「学校の勉強について行けなかった」という点がひきこもりにつながっているという点をどう考えるのかということです。

高校中退は、学力ランクの低いいわゆる「底辺校」に多い、あるいは、大学中退も同様の傾向を示しているという点を踏まえれば(独立行政法人・労働政策研修機構、2015)、学校の勉強について行けない→登校拒否ないし高校・大学中退→ひきこもりという流れも出来上がっている可能性があります。

なお、次節でもふれますが、高校中退の背景に貧困があり、大学中退増加の背景に「経済的理由の増加があることに留意するならば、学力や学習の態度・条件は経済力に規定されるという意味で、ひきこもりと格差・貧困との関わりも注目する必要があると思います。

ここで、上の予想を補強する資料として、表3をあげておきたいと思います。

表1からは、文科省の「不登校調査」よりもかなり多く子どもたちが、いじめられ体験によって登校拒否・不登校になっていることがわかります。また、この事実は、私の聴き取り体験とも一致します。

また、第三に表1から、「学校の先生との関係がうまくいかなかった」という理由が、一定の割合あり、このことが、ひきこもりの遠因になっている可

能性があることがうかがわれます。

今日、学校に対する条件整備がほとんど行われない条件下で、ゼロトレに典型的なように、学校の管理主義が益々強まるなかで、学校の教師との不適合が益々増え、そのことを原因とするひきこもりも増える可能性があります。

表1

図表4-3 不登校になったきっかけ「文部科学省調査」と「不登校当事者への調査」の比較

不登校のきっかけ (①中学校、②中学生、 ③登校拒否の子も)	①文部科学省の不登校調査 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査(文科省) 2014年度 2005年度 2001年度			②子どもへの追跡調査 「不登校に関する実態調査」 (文科省の委託研究) 2011年度 1999年度		③子どもへのアンケート 「登校拒否アンケート」 (東京スクール1989年)		
	いじめ	友人・子ども同士の関係	いじめを含む友人関係	先生との関係	勉強が分からない	クラブ活動、部活動	学校のきまりなどの問題	入学、転校、進級して なじめなかった
	1.1%	3.8%	—	—	—	—	32.0%	40.3%
	15.4%	19.7%	—	—	—	—	40.3%	72.3%
	16.5%	23.5%	21.8%	52.9%	44.5%	—	27.9%	27.9%
	1.6%	1.6%	1.5%	26.2%	20.8%	—	16.3%	10.1%
	9.3%	9.8%	8.9%	31.2%	27.6%	—	17.0%	14.3%
	2.2%	2.4%	1.4%	22.8%	16.5%	—	—	—
	1.8%	3.4%	3.4%	10.0%	9.8%	—	—	—
	2.9%	3.6%	3.1%	17.0%	14.3%	—	—	—

①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文科省、2002年度より毎年度調査を実施。複数回答可。  
②不登校に関する実態調査(不登校生徒に関する追跡調査研究会(文部科学省の委託研究)、思いあるすべての項目に回答。中学3年生で不登校だった子どもへの5年後の追跡調査。よって「2006年度児童生徒問題行動調査」と5年後の「2011年度子どもへの追跡調査」は同時期の不登校についての調査になる。  
③「登校拒否の子もによる「登校拒否アンケート」(1989年)東京スクールアンケート実行委員会、登校拒否の子もによる登校拒否の子もへのアンケート(図表1-2)。項目3つまで回答可。  
※「いじめ」は「友人・子ども同士の関係」の合計  
出典：文部科学省資料及び「不登校に行かない・登校～行かない・登校～(1991年、教育資料出版会)より筆者作成  
出典：内田良子論文(参考文献参照)

以上の事実から、次のような仮説を導き出すことができるでしょう。

それは、1960年代以降の能力主義的な教育の進行の後、1970年代に非行と校内暴力の嵐が全国の中学校で吹きあれ、それを学校外では警察力で、学校内では管理と体罰で押さえ込みます。

そして、その結果子どもたちも「イライラ、ムカつき」や攻撃性は、外に向けられるのではなく、横に向けられればいじめの多発となり、内向すれば、登校拒否・不登校の激増となったと考えられます。このいじめから登校拒否・不登校へという流れは、第一節の調査結果からもうかがえます。

また、登校拒否・不登校からひきこもりという流れもこれまで紹介した調査からうかがえます。

そうすると、いじめ→登校拒否→ひきこもりという流れがあることが仮説的にいえると思います。

## 第2節 高校中退・大学中退からひきこもりへ

### (1) 高校中退からひきこもりへ

#### ①高校中退をどうとらえるか

高校中退は、1990年代半ばから増え始め、一時は12万人を越えていました。その後、人数は減り現在は5万人程度です(率は、2%程度)。

高校中退する高校生は1年生が大部分を占めますが、その1年生が、2年・3年生になってもやはり中退する場合があります、その人数を合算すると、一

つの学年での中退率は、5%位となります。

また、高校中退は、学力差やそれへ影響を与えている経済力とも大きく関連しています。すなわち、高校中退は貧困層や「底辺校」に集中します(青砥、2009)。

#### ②高校中退後の進路とひきこもり

高校中退後の進路はどうなっているのでしょうか。

中退後の進路は、第一に就職(56.2%)、第二に他の高校や大学への進学・編入(定時制高校、通信制高校など)(30.8%)、そして第三に、ひきこもること(30%前後)などです。

高校中退者のその後の進路の割合は大まかに以上のようなものですが、在学中のものなかで、通信制高校は、約50%、全日・定時制高校は、33%、大学及び専門学校は、合計約17%です。この中で、就職に続いて、通信制高校への入学が多いことが注目されます。通信制高校生の数は1990年代後半以降増加しています。したがって、一定数は、中学校の登校拒否・不登校の生徒の受け皿として、あるいは高校中退者の受け皿としての役割を果たしていると考えられます(1997年の卒業生16000人→2013年の卒業生41000人へと増加、在學生は、2013年には、公立75000人、私立110500人、計1850500人)(秋山、2015、及び、内閣府、2010)。

しかし、通信制高校の卒業率は低く、秋山の調査によると、2013年度で公立高校は12.9%、私立高校は、36.9%となっています(秋山、2015)。

また、内閣府の調査(2016年)でも、「ひきこもる若者」の内、24.5%が「中退した」と答えていること、あるいは、同調査で15歳～19歳でひきこもったと答えた青年が34.8%も存在することから考えても、高校中退からひきこもりへ移行する者が相当数存在すると考えられます。

#### ③大学中退後のひきこもり

大学中退者の数は、最近かなり増え続け2008年度末約5万人、2012年度末約8万人となっています。全体の学生数に占める割合は、4年制大学の場合、2.7%ですが、卒業までの退学率は8%を越えます(独立行政法人 労働研究・研修機構、2015)。

ただし、偏差値別大学の中退率は大きな違いがあります。偏差値の低い大学ほど退学率が高い傾向にあります2)。

また、最近退学理由として「経済的理由」を上げる割合が増えていることも指摘しておきたいとします(2012年度約20%、2005年度比6.4ポイント増)。

それでは、大学中退後の進路はどうでしょうか。

正規雇用7.5%、非正規雇用70.9%、失業・無業15.0%となっています。大部分が非正規雇用に従事していますが、この中で非正規雇用からひきこもりに移行する部分と失業・無業からひきこもりに移行する部分が存在すると考えられます。

先にあげた、内閣府の調査(2016)では、ひきこもった年齢として、15歳～19歳が34.8%で、2010調査よりもかなり増えている点、あるいは、20歳～24歳も25.9%でかなり多い点などを踏まれば、やはり大学中退後に、心の傷を抱えたままひきこってしまう青年が少なくないことがうかがえます。

### 第3節 就活失敗、就職後離職からひきこもりへ

1990年代半ば以降の新自由主義の進行の中、あるいは、特に日経連の「新時代の日本的経営」(1995年)が出されて以降に、就職事情も悪化し、就職活動(就活)失敗、あるいは、就職後離職からひきこもる青年も増えています。

#### (1) 就活失敗からひきこもりへ

内閣府2016年調査によると、20歳～24歳でひきこもった者の割合は、25.9%、25歳～29歳では、16.5%となっています。

就活失敗についていえば、象徴的には「就活自殺」の増加をあげることができます。

「就活自殺」は警視庁の発表では、2011年の人数は約150人であり、2007年の約2.5倍となっています<sup>3)</sup>(「民医連新聞」、2012)。

2012年3月の大学卒業予定者の内就職希望者数は約40万6千人で、その内就職できたと予想される内定者は32万7千人となっています。そうするとその差となる7万9千人が「就職失敗」をしたと推計されることとなります。

この「就職失敗」した7万9千人のうち約150人が「就活自殺」したことになります。なお、この「就活自殺」の割合は、日本全体の自殺の割合の約3倍になります。

したがって、就職活動失敗から「就活自殺」とい

う最悪の事態にならずとも、ひきこもりへ移行する青年も一定数存在することになります。

#### (2) 就職後離職からひきこもりへ

大学卒業後、就職して3年で離職する者の割合は約3割です。

就職して1年で1割、2年で2割、3年で3割辞めるのは30年前からほぼ変化がありません。

また、一般的に就職後3年で辞める割合は、中学卒7割、高校卒5割、大学卒3割と言われており、俗に7・5・3と言われています。

先に内閣府の調査(2016)で示したように、20～29歳でひきこもる青年は合計ひきこもり全体の42.4%もいるわけですから、就活失敗と合わせて、就職後離職してからひきこもる数も一定数存在することになります。

### 第4節 ひきこもりの人数は

これまで、ひきこもりの人数は、様々な数がいわれてきました。「長期欠席」の児童生徒数(年間30日以上学校を休んだ児童生徒の数)が客観的にほぼ正確に導き出されることに比べて、いじめ認知件数と同様、ひきこもりの人数は確定がかなり難しいものでした。

これまでの、2回の内閣府の調査で、2010年の場合約70万人、2016年の場合約54万人と推計され、後者は、前者に比べ16万人もひきこもりの数が減少していることから、内閣府によってひきこもり支援がある程度奏功していると宣伝もされました。

しかし、この数字はかなりあやしい数です。それは、第一に、2010年調査で、23.7%と最も割合が多かった、35歳～39歳の層の追跡調査を行わなかったこと。すなわち、40歳以上の「ひきこもる人」の調査を全く行わなかったこと。

すなわち、調査した全国の自治体のなかで、40歳以上の「ひきこもる人」の割合が、全体の「ひきこもる人」の割合の半数以上を占める自治体が続々と生まれていることを考えるなら、ひきこもりの数はかなり増えます。

また、第二に、統合失調症または身体的な病気の他、専業主婦・主夫または家事手伝いや、家事育児をする女性なども対象からはずされていること。

第三に、「セクシャルマイノリティー」などを想

定した男女以外の項目も設けられていない点。

第四に、前回（2010年）に155万人とした「ひきこもり親和群」についても今回算出しなかった点を上げることができます。

以上の点を考慮に入れるなら、全国のひきこもりの人数はゆうに100万人を越えると言って間違いないと思います。

この数は、第1節から第3節までで分析してきた問題の蓄積と、30歳代以降にある理由によってひきこもらざるを得ないひきこもりの数を考慮しても十分根拠がある数だと言えらると思います。

## 第2章 ひきこもり問題の歴史

第1章でもふれたように、ひきこもり問題は1980年代以降徐々にその根拠が形成され、1990年代に問題が社会的なものとして浮上し、1990年代後半以降本格的な問題になります。ここでは、ひきこもり問題を中心に、登校拒否問題、いじめ問題とも関わらせながら、ひきこもり問題の歴史を明らかにしたいと思います。

まず、各年代の歴史的な分析に入る前に、年表を掲げ、大まかな歴史をつかんでおきたいと思います。

表2

年代	いじめ問題	登校拒否・不登校問題	ひきこもり問題
1980年代	第1の社会問題化(85・86年) いじめの日常化	文部省「生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—」を発表(83年)。 登校拒否増加。	
1990年代	第2の社会問題化(94・95年) いじめ益々の日常化	文科省調査委員会報告書を提出(92年)。 登校拒否激増。	
2000年代	第3の社会問題化(06・07年) 第4の社会問題化(10・11年) 「いじめ防止対策推進法」制定(13年) 小4～中3の児童生徒の9割がいじめ・いじめられを体験	文科省調査委員会報告書を提出(03年)。 登校拒否高止まりから増加に転じる。 文科省調査委員会報告書を提出(15年) 教育再生実行会議第9次提言(15年) 「教育機会確保法」制定(16年)	<若者自立・挑戦プラン>(03年) ジョブカフェ(04年)。「若者自立支援塾」(05年) 地域若者サポートステーション(06年) ひきこもり支援センター(09年) <子ども・若者育成支援推進法>制定(10年)、内閣府「ひきこもり調査」実施。ひきこもり数70万人と発表(10年)。 <生活困難家庭自立支援法>施行(15年)、内閣府「ひきこもり調査」。ひきこもり数54万人と発表(16年)。

## 第1節 1980年代-ひきこもり問題の要因が形成されてくる時期

(1) いじめの日常化・第1の社会問題化の時期

いじめ問題は、第1章でふれたようにひきこもり問題の背景にある登校拒否・不登校問題と深く結びついていると考えられます。

いじめ問題は、これから、順次ふれるように1980年代以降4度にわたって社会問題化します。

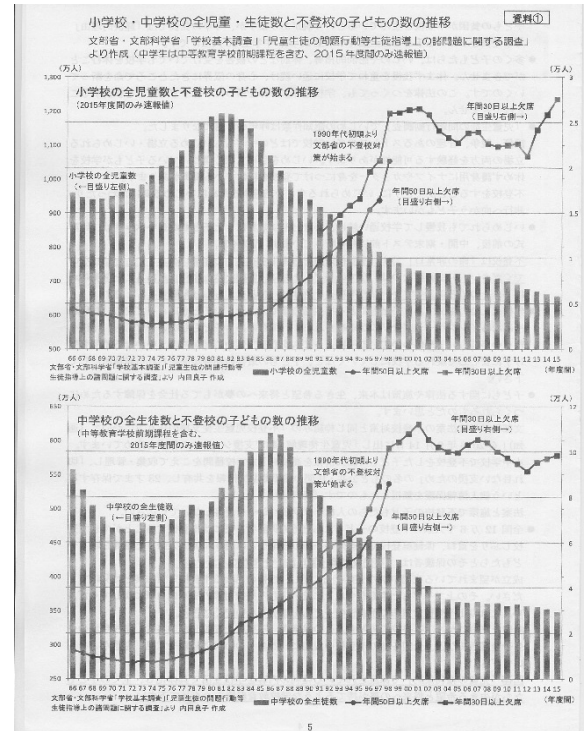
ただしこれは、社会問題化していない時期はいじめがなかったとか沈静化していたという意味ではありません。

いじめは、日本の公教育における能力主義的競争が激化し、同時に管理主義が強まるなかで子どもたちにストレスが貯まり、そのストレス・攻撃性を身近な友達に向けることから起きると考えられます。

いじめは、1960年代から社会問題化し、1970年代半ばとりわけ80年代以降日常化していたと考えられます5)。

そして、1980年代半ば以降、いじめ自殺が1985年の青森県野辺地町野辺地中学校2年の熊沢憲君はじめ15件、翌1986年には東京都中野区富士見中学校2年の鹿川裕史君はじめ11件起こり一挙に社会問題化します。

表3



出典：内田良子論文（参考文献参照）

そして、このことを受けようやく当時の文部省は、いじめの発生件数（後に 2009 年からは、いじめの認知件数と名称変更）の調査を開始します。

このいじめの第 1 の社会問題化は、次節でふれる登校拒否の増加と関連していたと考えられます。

（2）登校拒否・不登校が次第に増加して行く時期

図表 3 でも明らかな様に、1970 半ば以降登校拒否は徐々に増え始め、特に中学生のそれは、小学生に比べて顕著です。

この時期に、文部省（当時）も対策をたて始めますが、ここでは、1983 年に文部省より出された、『生徒の健全育成をめぐる諸問題-登校拒否問題を中心に-』を検討しましょう。

この文書は、当時の精神医学などの研究の影響を強く受けていました。

まず、「登校拒否の原因や背景」として次のように述べます。

「登校拒否は様々な原因や背景が複雑に絡み合っ  
て起こるものである。一般的には生徒本人に登校拒  
否の下地ともいえる登校拒否を起ししやすい性格  
傾向ができており、それが何らかのきっかけによっ  
て登校拒否状態を招くものと考えられている。」

そして、まず「1. 本人の性格傾向」として「(1)  
不安傾向が強い」「(2) 優柔不断である…決断力に  
乏しい」「つらさを乗り越える気持ちの不足」、「(3)  
適応性に欠ける」「(4) 柔軟性に乏しい」などと、  
子どもあるいは人間であれば誰でも少しは持って  
いる性格傾向の一部を否定的に強調します。

また、次いで「2. 家庭」として、「生徒の性格  
傾向には、一部には生得的傾向も関与するものの、  
家庭での養育態度、親の性格、家族関係などの家庭  
的要因が大きく影響していることは否定できない」  
とし批判します。

このような、文書が出されるなかで、一方では。  
1980 年代半ば以降東京や大阪などで、それに抗議  
するようかのように登校拒否の子を持つ親の会が  
できます<sup>4)</sup>。しかし、他方、苦しんでいる親が追いつ  
められ、登校拒否の子の親子心中が少なくとも 4  
件起こっています（前島、2016）。

（3）高校中退数の増加

高校中退数は、1980 年代 約 5 万人から 1989  
年に 12 万人を越えるまで増えます。この背景には、

第一に、戦後の高校三原則（小学区制、男女共学、  
総合制）が次第に破壊され、学区制の中学区化など  
で、高校格差が広がり「底辺校」なども生まれてき  
たことなどとともに、高校が大学入試の通過点に  
なっていったこと、第二に、高校入学者率と数の増  
加のなかで、十分な学力を持っていない高校生も入  
学して行った中で、政府・文部省による教育条件整  
備が不十分であったことなどがあると考えられま  
す。

以上、1980 年代にひきこもりの要因が形成され  
た時期、いじめ、登校拒否、そして、高校中退が増  
えていることに注目したいと思います。

## 第 2 節 1990 年代-ひきこもり問題が次第に顕在 化して行く時期-

この時期、ひきこもり問題が次第に顕在化して行  
きます。ここでは、その要因について五点に分けて  
分析紹介します。

（1）いじめの第 2 の社会問題化の時期

この時期、1994 年には、いじめ自死が愛知県西  
尾市東部中学校 2 年の大河内清輝君はじめ 9 件、  
翌 95 年には、新潟県上越市春日中学校 1 年伊藤準  
君はじめ 13 件起こり社会問題化します。そして、  
いじめの発生件数も急増します（ただし、この数自  
体はあまり当てになりません）。

特に、このいじめ自死事件のなかでは、大河内清  
輝君のいじめ自死事件が、大河内君による長文の遺  
書が残されていたこともあり有名です（前島、03）。

（2）登校拒否・不登校数の急増

この時期、登校拒否数は図表 3 からわかるように  
激増します。この背景には、学校における競争が「開  
かれた競争」から「閉じられた競争」へと移行し、  
益々子どもたちの「競争と抑圧感」が強まって行っ  
たことなどが考えられます<sup>5)</sup>（久富、2015）。

なお、この時期激増する登校拒否に対応する意味  
で、文科省に依頼された「学校不適応対策調査研究  
協力者会議」が「登校拒否（不登校）問題について  
-児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して-」  
という報告書を出しました（1992 年 3 月）。

それによると、事実上、1983 年の見解を撤回し、  
登校拒否・不登校は「どの子にも起こりえる」、そし  
て、「見守る」ことの重要性を述べています。

また、対策として「適応指導教室」を整備、そこ

に通えば、通学日数にカウントするとしたものです。

しかし、この報告書を出した主体が「学校不適応対策調査研究協力者会議」あるいは、対策として出されたものが「適応指導教室」であることに明確なように、あくまで登校拒否を生み出す学校は変えずに、登校拒否の子どもを既存の学校に適応させるという姿勢が前面に出ていました。したがって、その後も登校拒否・不登校の児童生徒は増え続けます。

### (3) 高校中退率の増加

この時期の登校拒否率は、それまでの約2%から、2.5%で増加します。この増加の背景には、1990年代の日本に新自由主義化のなかで進む貧困の問題が大きく影響していたと思われます(青砥、2009)。

### (4) 大学中退者数の増加

この間大学中退者数も増加します。1990年約3万名から、2000年約5万名(そして、2006年6万名、2012年8万名)へとです。そして、その中から、一定の割合がひきこもりへと移行したと考えられます。

### (5) フリーター、ニートの増加

この間、若年失業率が大幅に増加します。15歳～19歳は、6.6%(1990年)→12.8%へ、20歳～24歳は、3.7%→9.3%へ大幅に増加します。

また、この間フリーターという言葉に代表される非正規雇用・臨時雇用が急速に増加します。労働政策研究・研究機構が行った「就業構造基本調査」の再集計では、フリーターの数は、1992年の100万人から2002年の250万あまりへとおよそ2.5倍に増えました(乾、2006)。

この背景には、1995年の日経連の「新時代の日本の経営」が出されたことにより、企業が正社員・正規雇用を減らして行ったことが影響していると考えられます。

以上ふれてきたように、いじめ、登校拒否・不登校、高校中退、大学中退、若者失業率の大幅増加などが重なり、ひきこもりが増え続け、徐々に社会問題になって行ったと考えられます。

## **第3節 2000年代-ひきこもり問題が顕在化するとともに、政府による施策、親の会・支援者による運動・実践が次第に本格化する時期**

1990年代の後半から、ひきこもりに関する著書も次第に出版されるようになり(斉藤、1998)、ひ

きこもり問題が社会問題として認知・顕在化し、政府による施策や調査が行われ、同時に、民間の支援者たちによる運動や、親の会(KHJ)による実践なども展開されるようになります。

本節では、まず、ひきこもり問題が益々本格化する背景を明らかにし、次にひきこもり施策をめぐる特徴と問題点を明らかにします。

### (1) いじめの増加、登校拒否、高校中退、大学中退、雇用条件の悪化とひきこもり問題の顕在化

①いじめの益々の増加と第3、第4の社会問題化  
2000年代に入り、いじめは益々増加し、いじめ問題も益々深刻なものになります。

2006年には福岡県筑前町立三輪中学校2年の森啓祐君はじめ9件のいじめ自死、翌2007年には、東京都練馬区立三原台中学校2年の近藤絢君はじめやはり9件のいじめ自死があり、戦後3回目のいじめの社会問題化を迎えます。

この時期では、やはり遺書を残して自死し、その後両親の手記も出版された森啓祐君のいじめ自死事件が注目されました(森順二・美加、2008)。

また、2010年には、群馬県桐生市立小学校6年の村上明子さんはじめ12件のいじめ自死事件がありました。また、翌年2011年には、大阪府佐野市府立定時制高校1年の川津朋之君ははじめ8人がいじめ自死する事件がありました。いじめ問題は、益々加速して行き、第4の社会問題化の時期となります。

その中で、2011年の滋賀県大津市立皇子山中学校2年のA君のいじめ自死事件が最も社会的関心と呼びました(前島、2015)。

この時期を経て、政府はいじめ問題の加速、いじめ自死の多発への対応として、2013年に「いじめ防止対策推進法」を制定します。

しかし、この法律は、いじめ問題が起こる原因究明ぬきの「児童等は、いじめを行ってはならない」という「いじめ禁止」(第4条)を唐突に明言するなど、根本的に問題の多い法律でした。したがって、その後もいじめ自死は絶えず、いじめの日常化は益々加速します(前島、2017)。

すなわち、国立教育政策研究所調査によるいじめ追跡調査「2013～2015」では、この割合が、9割に増加していることを明らかにしています(国立教

育政策研究所、2016)。

## ②登校拒否・不登校の高止まりから増加へ

この時期図表3からの明らかなように、登校拒否は高止まりから、2012年以降増加に転じます。

さて、2000年代に入り02年9月文部省に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が設置され、わずか6ヵ月後の翌03年3月に「今後の不登校への対応のあり方について」等報告を出します。

なぜ、文科省がこの時期に報告書を出したのでしょうか。その要因としては、第一に、登校拒否・不登校児童生徒数が1990年代以降急増し、大きな社会問題になったこと、第二に、「不登校経験者の実態調査」からみると、「不登校経験者は、総じて進学率が低く(高等学校65%、大学等13%)就職率や高等学校中退経験の割合が高いと言った傾向が示されている」(「報告」より)など、進路上の問題が課題となっていること。そして、第三に、ひきこもりが社会的問題となり、社団法人青少年健康センターによると(2000年1月実施)『「ひきこもり」の相談件数のうち約40%が小・中・高等学校で不登校の経験を持つと言った結果が示され』(「報告」より)、ひきこもりと登校拒否・不登校の関連が指摘されるようになったことなどが考えられます。

この報告書が、出された2003年は、政府のひきこもり施策などを含めて一つの画期の年でした。その意味は、(2)で詳しくふれます。

報告書は、1992年のそれが「不登校は誰にでも起こり得る」そして、「見守る」ことを基本路線にしましたが、それが、「将来の社会的自立に向け」「働きかける」という方向に転換します。

この転換の要因は、先に述べた三つの要因が関連していると考えられます。同時に、いつまで「見守って」も、登校拒否・不登校が一向に減らない現状に対する焦り、あるいは(2)で述べるような政策の転換に起因していたものと考えられます。

その後政府は、これまでと同様、登校拒否が生まれてくる原因の解消には全く手をつけず、「数値目標」による登校拒否減らしなどに邁進し、登校拒否の子や親を苦しめます。

そして、登校拒否の児童生徒数が高止まりから増加へ転じたあたりから、政策的な新しい動きが始まります。

文部省は、2014年に戦後3度目として「不登校に関する調査研究協力者会議」を設置、同時に「フリースクール等検討会議」を設置し、登校拒否と合わせてフリースクール等の問題の検討を始めます。

そして、2015年に入ると「多様な教育機会確保法案」が議論され始めます。この法案は、別名「フリースクール法案」と呼ばれました。(前島、2015)。

ただ、ここで一点だけふれておきたいと思います。それは、この法案が浮上したのは、「いじめ防止対策推進法」(2013年6月施行)の附則第2条2項の制定に関係していると思われます。第2項では次のように規定しています。

「政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安または緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童生徒等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童生徒との学習に対する支援のあり方について検討を行うものとする。」

ここでは、この法律の附則で、いじめと登校拒否との関連についてふれている点について注目しておきたいと思います。

そして、この「多様な教育機会確保法案」が、多方面からの批判によって、その後二転三転し「教育機会確保法案」として、国会に提案され賛否両論の激しい議論のなか可決されます(16年12月)。

この「教育機会確保法」は、別名「不登校対策法」ともいわれますが、登校拒否問題について法律で対策しなければならないほど、問題が顕在化しているということです(前島、2016)。

この法律制定後の施策としては登校拒否の児童生徒全体に対して、教育機会という投網をかぶせ「教育支援シート」で出席を管理し、「教育支援センター」が学校復帰を促すという構造になっています。したがって、登校拒否・不登校の児童生徒は、安心して学校を休めず、常に管理され益々追いつめられて行く可能性があります。



## <註>

註1. 2015年度の場合、「長期欠席」およそ19万5千人の内訳は、「不登校」12万6千人、「病欠」4万7千人、「経済的理由」100人以下、「その他」2万7千人となっています。この内、「病欠」「その他」とカウントされている数のうち三分の一以上は、実際「不登校」にカウントされるべき数だと考えられるので、実際の「不登校」数は、15万人を越えると考えられます。

また、今日の格差・貧困の時代において、「経済的理由」で学校を休む児童生徒が、100人にも満たないということは、学校に来ないと「給食」という命の糧が失われるということがあると考えられます。

註2. 独立行政法人労働政策研究・研修機構『大学中退者の就労と意識に関する研究』(2015)によると、「偏差値別退学率」は以下のようになっています。

偏差値 39-17.2%、40-44-16.9%、45-49-11.5%、50-54-6.8%、55-59-5.0%、60-64-2.9%、65-69-3.0%、70以上-2.2%

すなわち、ほぼ偏差値の低い順に大学中退率が高くなる傾向があることがえまます。

註3. 今日の大学生は、大学3年生から実質的就職活動が始まります。そして、リクルートスーツ(初年兵スーツ)に身を包み、たくさんの企業に入社申込書を書き、面接を受けそのたびに理由もわからず落とされ、人格を否定され続けます。このことが、「就活自死」と根底でつながっていると言えるでしょう。

註4. 1986年には、大阪で「登校拒否を克服する会」ができます。また、全日本教職員組合の「教育のつどい」の「登校拒否・高校中退の克服」分科会を母体に、1995年「登校拒否・不登校問題全国連絡会」(略称:全国連)ができ、この全国連などと現地実行委員会が共催する「教育のつどい」は、現在第22回を数えています。

註5. 久富善之の整理によると、「戦後改革～1950年代後半」は「抑制された競争」、「1960年前後～1970年代半ば」は「開かれた競争」、「1970年代半ば～1990年代初頭」は「閉じられた競争」、「1990年代半ば～今日」は「階層化した競争」となっています(久富善之「教育の社会性と実践性との関連を追及して」、教育科学研究会編『戦後日本の教育と教育学』、かもがわ出版、2014)。

## <引用及び参考文献>

- 前島康男(1998)『大学教育と「絵本の世界」(上巻)-障害児、不登校・いじめ問題を考える-』(創風社)
- 前島康男(2003)『増補・いじめ-その本質と克服の道すじ-』(創風社)
- 前島康男編著(2004)『希望としての不登校・登校拒否』(創風社)
- 前島康男(2015)『大学教育と「絵本の世界」(中巻)-憲法・戦争・教育改革、3.11 東日本大震災と子ども・教育、いじめ問題を考える-』(創風社)
- 前島康男(2015)「多様な教育機会確保法案についての一考察」(東京電機大学総合文化研究、第13号)
- 前島康男(2016)「安倍教育再生と不登校・フリースクール問題」(『経済』、新日本出版社)
- 前島康男(2016)「登校拒否・不登校問題の歴史と理論-学校に行かない・行けない子どもの言説史-」(東京電機大学総合文化研究、第14号)
- 前島康男(2016)「登校拒否・不登校問題と教育機会確保法案」(民主教育研究所『人間と教育』91号)
- 前島康男(2017)「いじめ・登校拒否問題と子どもの自己肯定感の回復」(学文社)
- 藤本文朗他(2017)『何度でもやりなおせる-ひきこもり支援の実践と研究-』(クリエイツかもがわ)
- 高垣忠一郎他(2015)『ひきこもる人と歩む』(新日本出版社)
- 高垣忠一郎(2015)『生きづらい時代と自己肯定感』(新日本出版社)
- 若者支援全国協同連絡会編(2016)『「若者支援」のこれまでとこれから』(かもがわ版)
- 田中俊英(2008)『「ひきこもり」から家族を考える-動き出すことに意味がある-』(岩波ブックレット)
- マイケル・ジーレジンガー(2007)『ひきこもりの国-なぜ日本は「失われた世代」を生んだのか-』(光文社)
- 芹沢俊介(2003)『ひきこもりという情熱』(雲母書房)
- 芹沢俊介(2010)『「存在論的ひきこもり」論-わたしは「私」のために引きこもる-』(雲母書房)
- 斉藤環(1998)『社会的ひきこもり-終わらない思春期-』(PHP新書)
- 藤里町社会福祉協議会他(2012)『ひきこもり町おこしに発つ』(秋田魁新報社)
- 菊池まゆみ(2015)『「藤里方式」が止まらない』(萌書房)
- 内田良子(2017)「登校拒否・不登校と「不登校対策法」をめぐる」(日本社会臨床学会『社会臨床』第25巻第1号)

